

交 企 第 5 5 4 号  
令 和 6 年 6 月 1 1 日

一般社団法人京都府トラック協会会長  
平 島 竜 二 様

京 都 府 警 察 本 部  
交 通 部 長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度交通栄誉章緑十字金章・銀章被表彰候補者の推薦について（依頼）  
謹啓 初夏の候、貴台におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政各般、とりわけ交通事故防止活動に格別の御理解と御協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの表彰が、令和7年1月15日（水）、東京都で開催される交通安全国民運動中央大会において行われる予定ですので、その候補者について、別添1「被表彰候補者推薦要領」及び別添2「選考基準」を御確認の上、令和6年7月16日（火）までに、別記様式により御推薦していただきますよう、お願い申し上げます。

謹言

## 別添1

### 被表彰候補者推薦要領

#### 1 制度の趣旨

本制度は、交通安全のために顕著な功績のあった者又は永年安全運転に努め他の模範となっている者に対し、警察庁長官と一般財団法人全日本交通安全協会会長の連名による表彰を行い、その功を顕彰し、もって交通事故の防止を図ろうとするものです。

#### 2 表彰の種類

(1) 交通荣誉章緑十字金章（以下「金章」という。）

(2) 交通荣誉章緑十字銀章（以下「銀章」という。）

#### 3 表彰の対象者

##### (1) 交通安全功労者

多年にわたり交通安全のために献身的な尽力をし、若しくは交通安全のため実効ある発明、考案をし、又は私財を投じて交通安全に尽力した者などであって、交通安全の推進のため多大の功績のあった者

##### (2) 優良運転者

多年にわたり自動車運転に精励した者で、交通規則をよく守り、常に安全運転を心掛け、永年無事故の運転者であって、人格、識見とも優れ、他の運転者の模範として、安全運転の推進のため多大の功績のあった者

#### 4 推薦要領等

##### (1) 選考基準

別添2の選考基準により適任者を推薦してください。

##### (2) 推薦要領

###### ア 調査表の作成

被表彰候補者を推薦する場合は、別記様式の被表彰調査表（以下「調査表」という。）を作成してください。

なお、推薦書は金章及び銀章共用となっていますので、推薦種別に応じ、該当する箇所に「✓」（チェックマーク）を付して記載してください。

###### イ 留意事項

(7) 優良運転者の推薦に当たっては、無事故・無違反であることにとどまらず、「他の運転者の模範として、安全運転の推進のため多大の功績のあった者」に重点をおいて推薦してください。

(イ) 氏名の記載については、略字及び通称名を使用しないでください。

(ウ) 住所の記載については、通称名を使用することなく、正確に記載してください。

##### (3) 無事故・無違反証明書の添付

運転免許保有者については、令和6年7月1日（月）以降に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書を添付してください。

##### (4) 被表彰候補者が人身交通事故等の当事者となった場合の対応

推薦書送付後、表彰までの間に被表彰候補者が人身交通事故の当事者（当事者区分を問わず。）となった場合のほか、交通違反その他罰金以上の刑に当たる犯罪行為を犯したことを認知した場合は、下記担当者まで御連絡をお願いします。

5 調査表送付期限

作成された調査表及び無事故・無違反証明書は、令和6年7月16日（火）必着で下記担当まで送付をお願いします。

なお、被表彰候補者の該当がない場合は、お手数ですが、下記担当者まで御連絡をお願いします。

担当 交通企画課交通安全教育センター  
交通安全教育係  
電話(075)451-9111 内線5074

選 考 基 準

<各章共通事項>

期間等の計算：年齢及び功労の期間は、交通安全国民運動中央大会当日（令和7年1月15日）現在とし、無事故・無違反の期間は、令和6年7月1日現在とする。

1 交通安全功労者

区 分	基 準
金 章	交通安全功労者としての功績が抜群であり、原則として銀章を受章して2年以上経過していること又は過去の受章歴にかかわらず抜群の功績があること。
銀 章	交通安全功労者としての功績が特に顕著であり、原則として銅章を受章して2年以上経過し、かつ、管区警察局長と管区交通安全協会（協議会）会長の連名表彰（これと同等又はこれに準ずると認められる表彰を含む。以下同じ。）を受けていること。 ただし、上申候補者の数が上申人数の枠に満たない場合には、連名表彰に相当する功績と認められることをもって「連名表彰を受けている」要件を満たすものとする。
金 銀 共 通	(1) 功績が専ら特定の個人又は団体の利益の保護を目的とする行為によらないものであること。 (2) 交通安全に寄与する発明、考案については、それが実際に活用されて現実に交通安全に大きく貢献しているものであること。 (3) 自己の責任による人身交通事故、その他罰金以上の刑に処せられたことが過去10年間なく、過去10年間で合計3点以内の違反点数であること（ただし、過去5年間は無違反であること。）。 なお、交通安全協会その他交通安全関係団体等の役員のみならず、民間交通指導員、二輪車安全運転指導員、自転車安全教育指導員等として功績がある者の選考についても遺漏のないように配慮すること。

※ 銅章とは、緑十字銅章のことで全日本交通安全協会会長の単独表彰をいう。（以下同じ。）

2 優良運転者

区 分	基 準			
	運転経験年数（業態を問わず通常の運転期間を通算し、運転しなかった期間を除く。）	自己の責任による人身交通事故歴	交通違反・その他、罰金以上の刑に当たる犯罪歴	表 彰 経 歴

金章	30年以上の運転経歴を有すること。	過去30年間無事故であること。	過去15年間いずれにも該当しないこと。	原則として銀章を受章して2年以上経過していること又は過去の受章歴にかかわらず抜群の功績があること。
銀章	20年以上の運転経歴を有すること。	過去20年間無事故であること。	過去10年間いずれにも該当しないこと。	原則として銅章を受章して2年以上経過し、かつ、管区警察局長と管区交通安全協会（協議会）会長の連名表彰を受けていること。

※ 現に自動車運転の業務に従事している者を選考するよう配意してください。